
研究成果と知的財産

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構
実用化推進部



1. 研究成果に係る知財の取扱い



日本版バイ・ドール条項と発明等の報告義務

産業技術力強化法 17条（日本版バイ・ドール条項）の概要

技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国の委託研究開発又は請負ソフトウェア開発の成果に係る特許権等について、**次に示す条件を受託者が約する場合には、受託者から譲り受けないことができる。**

- 1 発明等研究成果の**遅滞ない報告**
- 2 公共の利益のための国への無償のライセンス
- 3 相当期間活用されていない場合の第三者へのライセンス許諾
- 4 特許権等**移転**、専用実施権**設定**等の**事前承認**

特許権等を受託者に帰属させるには、創出された発明等やその**権利状況を遅滞なく委託者(AMED)に報告**すること等が条件になります。



AMED 委託研究開発契約書

(知的財産権の帰属)

第8 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10 条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法(平成12 年4 月19 日法律第44 号)16 条の2 の趣旨を尊重するものとする。
- (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。

注) 甲; AMED 乙; 研究機関



委託事業と補助事業で知財の取扱いは異なります

	委託事業	補助事業
事業主体	AMED	補助事業者
事業実施者	受託者	補助事業者
対象データの利用権	受託者／AMED 目的外利用／第三者提供は AMEDに事前に承諾を得る必要 あり。	補助事業者
知的財産権の帰属	受託者 産業技術力強化法17条により、 AMEDが譲り受けないことがで きる。	補助事業者

条文番号変更

※国立試験研究機関等における、医療研究開発推進事業費補助金による補助事業
では、補助事業ではあるが、バイ・ドール報告をお願いしております。

ただし、条件があります。



バイ・ドール条項に係る発明等の報告及び、権利移転等の承認申請

産学連携医療イノベーション創出プログラムに関わるお願い

知的財産等のご報告（特許権、意匠権、著作権等 **案件毎**に提出）

発明届等が
提出された時

出願時

登録・取下・
放棄時

移転・
許諾を
考えた時

通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限	添付書類
発明等報告書 【知財様式 3】	バイ・ドール報告 受付システム	発明等創出後、 遅滞なく	発明の概要が分かる書類
知的財産権出願 通知書 【知財様式 4】	バイ・ドール報告 受付システム	出願・申請の日から 60日以内	出願番号、出願日、発明者、 発明内容が分かる書類 例；出願受領書、願書、明 細書など
知的財産権出願後 状況通知書 【知財様式 5】	バイ・ドール報告 受付システム	設定登録等を受けた日から 60日以内 。 取下・放棄については、その手続を行う 1ヶ月以上前 。	登録番号、発明内容が確認 できる書類 例；特許公報など
知的財産権移転等 通知書 【知財様式 6】	電子メール	当該移転等をした日から 60日以内	
知的財産権移転 承認申請書 【知財様式 7】	郵送	移転前に申請 注1 知的財産権の移転等の 契約を締結する前 に、AMED知的財産部に 必ずご相談 ください。 注2 出願前 の特許を受ける権利の移転等も含まれます。	
専用実施権等設定・移転 承認申請書 【知財様式 8】	郵送	設定・移転承諾前に申請 注1 専用実施権等の設定・移転等を 承諾する前 に、AMED知的財産部に 必ずご相談 ください。	

✓ 詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」98-105ページをご参照ください
（該当ページは変更される可能性があります）。



AMEDへの発明等報告のタイミング

通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
発明等報告書 【知財様式3】	バイ・ドール報告 受付システム※	発明等創出後、遅滞なく
知的財産権出願通知書 【知財様式4】	バイ・ドール報告 受付システム※	出願・申請の日から60日以内
知的財産権出願後状況通知書 【知財様式5】	バイ・ドール報告 受付システム※	設定登録等を受けた日から60日以内。 取下・放棄については、その手続を行う 1ヶ月以上前。
知的財産権移転等通知書 【知財様式6】	電子メール★	当該移転等をした日から60日以内

※バイ・ドール報告受付システムの利用登録は、medicalip@amed.go.jpまでご連絡ください。
バイ・ドール報告受付システムでの提出時、旧書式（Word, Excel）の添付は不要です。

★知財様式6ご提出時の電子メール送付先：medicalip@amed.go.jp



知的財産権の移転、専用実施権の設定等の事前承認

知的財産権を受託者から第三者に移転する場合（発明者への移転も含む）は、AMEDによる事前承認が必要です。

* 合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア～ウに該当する移転等は、事前承認の対象から除かれます。

* **外国籍企業**への権利の移転などについては、親会社、子会社間であっても、知財様式7あるいは8の提出が必須になります。

申請条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
知的財産権 (特許を受ける権利等) の移転を行うとき	*2 知的財産権移転承認申請書 【知財様式7】	郵送 ※郵送先：AMED実用化推進部	*1 移転前に申請
専用実施等の設定又は 移転の承諾をするとき	*2 専用実施権等設定・ 移転承諾承認申請書 【知財様式8】	郵送 ※郵送先：AMED実用化推進部	*1 設定・移転承諾前 に申請

*1 知的財産権の移転等の**契約を締結する前**に、AMED実用化推進部に**必ずご相談ください**。
再委託機関→委託機関への移転等は事前承認申請を免除しています。

*2 記載事項、添付書類の詳細は、各知財様式の説明を参照してください。



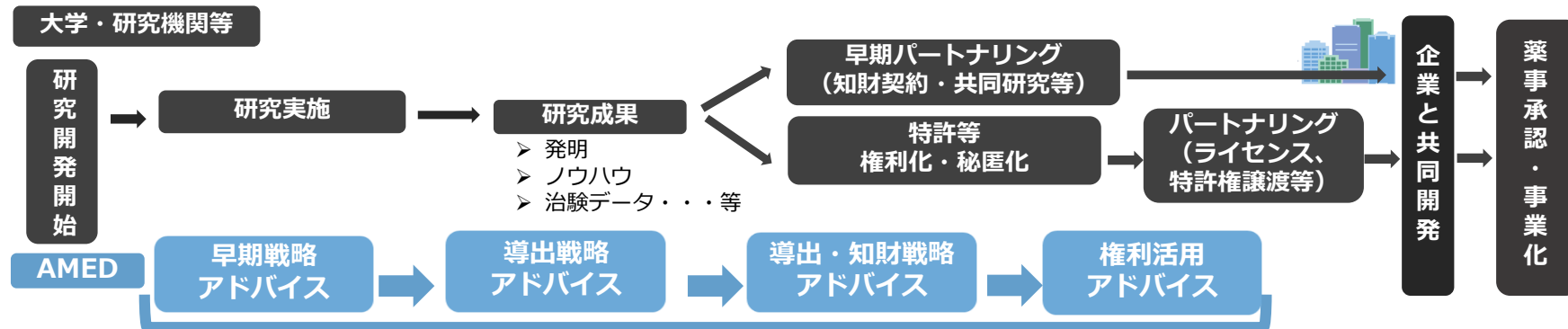
2. AMED実用化推進部による 知財マネジメント支援



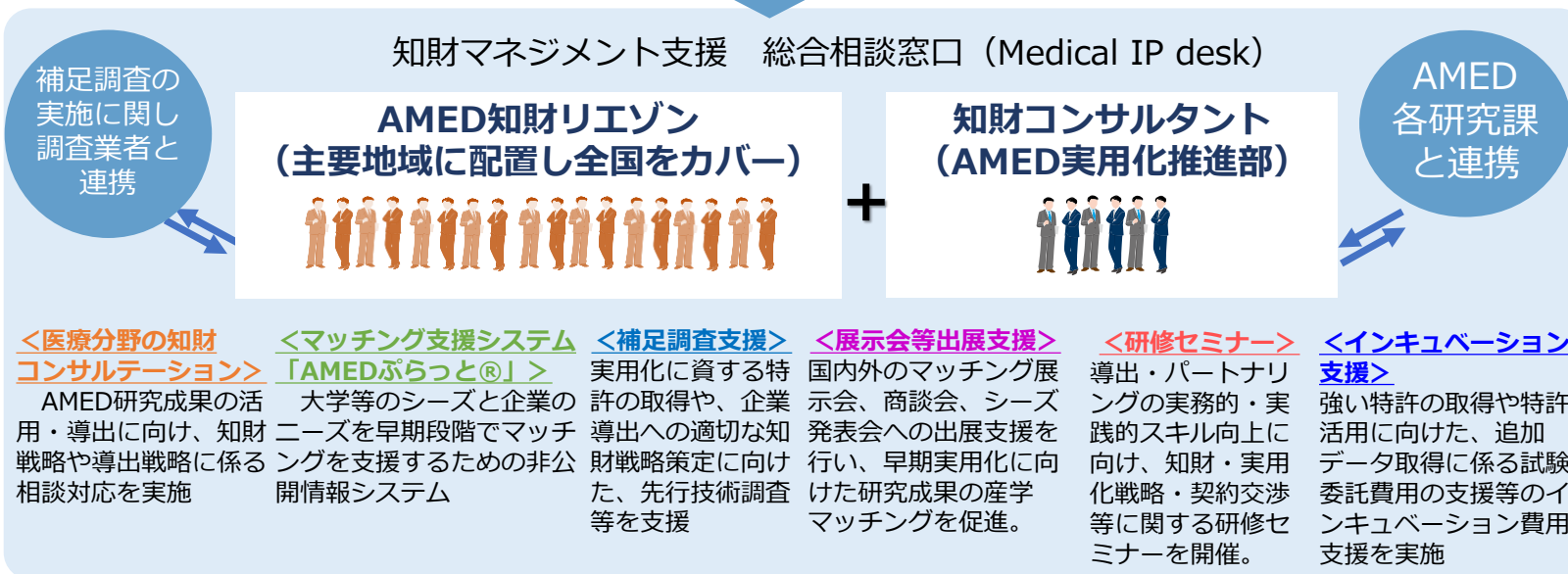
大学・研究機関等受託者に対する知財マネジメント支援

概要

企業、大学、研究機関等における研究開発開始から研究成果創出、特許等の権利化、パートナーリング等の各フェーズに対し、早期戦略段階から権利活用段階のアドバイスまで、知財コンサルテーション、AMEDぷらっと®/商談出展等支援によるマッチング機会提供、知財戦略策定に向けた補足調査支援、実務スキル向上に向けた研修セミナー等により知財面での総合支援を行う



△ 医療分野の研究開発と実用化に向けた調査・
戦略策定支援の資料として、研究シーズの実
用化に関する調査・分析を実施。



知財マネジメント支援（各支援メニュー詳細）

<医療分野の知財コンサルテーション>

AMED研究成果の活用・導出に向け、知財戦略や導出戦略について、専門家による相談を無料で実施。

<アドバイスの例>

- ①導出に向けた戦略についてのアドバイス
- ②先行技術調査、市場調査、技術シーズの評価支援
- ③商談会等での研究成果PRシート作成アドバイス

戦略策定支援の資料として研究シーズの実用化に関する調査・分析を実施。

<令和2年度調査予定>

- ①AMED成果が実用化につながった事例の要因分析に係る調査

<補足調査支援>

実用化に資する特許の取得や、企業導出に向けた適切な知財戦略策定のため、AMED課題関連成果について、以下の調査を支援。

先行文献調査

特許権利化可能性の判断に参考となる先行文献（特許文献、論文）を調査

ライセンス可能性調査

当該シーズの導入可能性のある国内外企業を選定、プレマーケティングを実施

市場調査

将来的に見込まれる市場規模、売上、ロイヤリティ等に関して調査

用途展開調査

当該シーズの価値最大化のため、他用途への転用の可能性に関して調査

出願状況調査

特許出願戦略や研究開発戦略の策定に参考となる簡易的な特許マップ等を作成

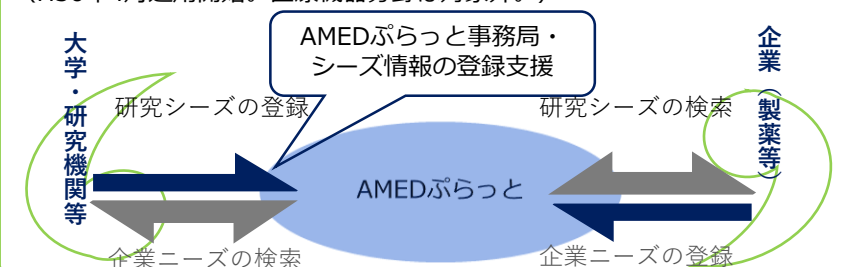
医療ニーズ実用化に向けた特許探索・調査

医療ニーズを解決する手段を保有する連携企業を探索

<マッチング支援システム「AMEDぷらっと®」>

大学等シーズと企業ニーズを早期段階でマッチング支援するための非公開情報システム

（H30年4月運用開始。医療機器分野は対象外。）



<展示会等出展支援>

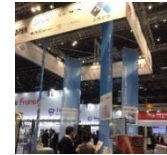
国内外マッチング展示会、商談会、シーズ発表会への出展支援を行い、早期実用化に向けた研究成果の産学マッチングを促進。

<出展支援>

- ①参加者に対するコンサル
- ②英語PR資料の作成
- ③商談への同席

<令和元年実績>

- DSANJ
- BioJapan
- BIO Europe
- MEDICA



MEDICA

<研修セミナー>

アカデミアでの導出・パートナーリングの実務的・実践的スキル向上に向け、知財・実用化戦略・契約交渉等に関する研修セミナーを開催。RTTP（国際認定・技術移転プロフェッショナル）の単位取得コースにも認定。

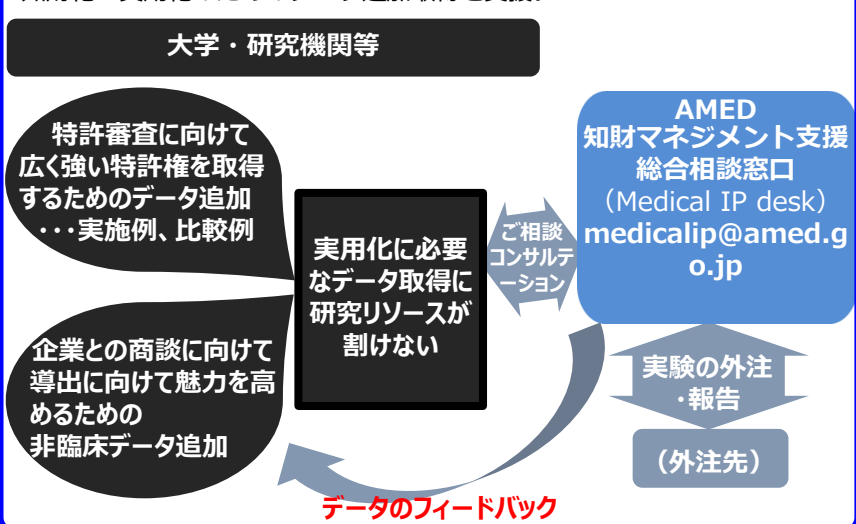
※R2年度：R2.12/14-R3.3/2にかけて開催中

1. 成果導出・基礎コース
2. 成果導出・応用コース
3. 契約交渉コース
4. パートナーリング塾



<インキュベーション支援（令和2年度新規施策）>

知財化・実用化のためのデータ追加取得を支援。



ご清聴ありがとうございました

知財様式等に関するご質問や、各種支援のご希望は、

AMED Medical IP Desk（知財相談窓口）
medicalip@amed.go.jp

までお問い合わせください。